

歴史講座「鎌倉時代の三浦一族 ―三浦義村の実像―」

第2回 公武関係における義村

二〇二三年一月四日 オンライン 高橋 秀樹

はじめに

一、承久の乱の戦後処理

史料①『承久三四年日次記』承久三年（一二二二）六月十五日条 辰の刻大夫史国宗勅使として軍陣六条川原に向かわしむ。官掌二人・使部二十人・弁侍二人これを相具す。

主典代中宮権大属中原俊職これを副えらる。これ関東の武士。故右府実朝公の家司としてよく案内を知らしむる故なり。その時武士幾千万を知らず。その中武蔵守泰時・駿河守

義村・堺兵衛尉常秀・佐竹別当能繁等海道の手として面を立て下馬す。勅定の趣、義時朝

臣追討宣旨召し返さるべきの一事、さらに依違有るべからず。かねて帝都に参入し狼藉有るべからず。大少事申請に任せ聖断有るべきの由なり。おのおの仰せを承り、禁中の参入

を停止すべきの由これを申し上ぐ。その上内裏・仙洞等の在所を見知るべきの由これを申し上げ武士を進めおわんぬ。その中駿河守義村別して宮中を守護するの由関東の命有りと

称し、右近将監頼重等を差し遣わす者なり。

史料②『百鍊抄』承久三年七月九日条 持明院入道宮（守貞）の御子（茂七）御踐祚の事有り。関東これを申し行う。

史料③『賀茂旧記』（賀茂社の神職賀茂経久の日記）承久三年七月条 同七月七日、するが守北白河殿にまいりて、宮せめいだしまいらせて、おがみまいらせて、同九日御くら

ゐにつかせ給ときこゆ。

史料④『武家年代記』裏書 承久三年条 （後鳥羽）先院御領の所々をもつて、ことごとく高倉院にたてまつらる。ただし武家要用の時は返し給うべきの由、義村朝臣をもつて申し入れら

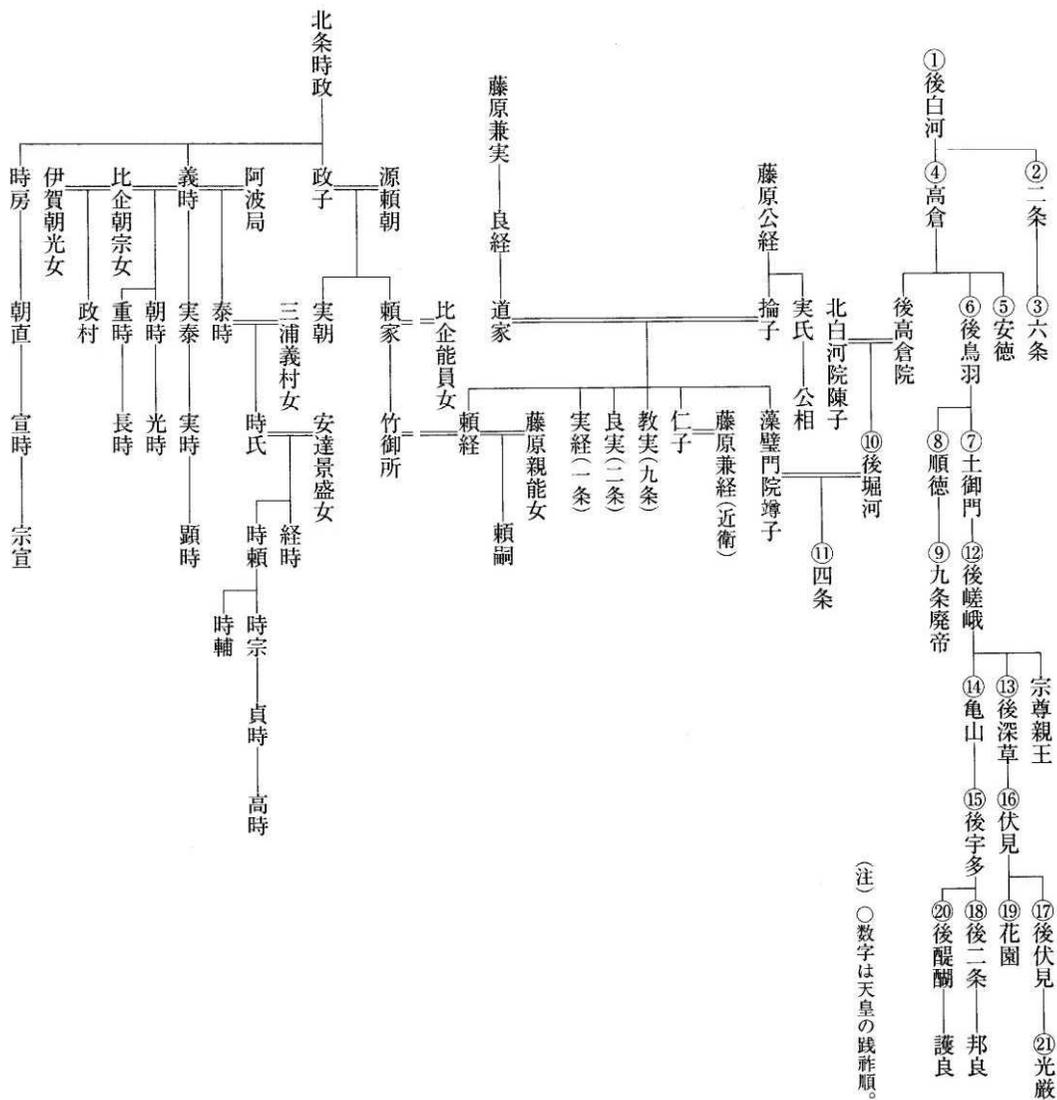
れおわんぬ。すなわち許さると云々。

史料⑤『愚管抄』巻第六 サテ此宮所望ノコトヲ上皇キコシメシテ、「イカニ将来ニコノ日本国ニ二分ル事ヲバシラカンゾ。コハイカニ」ト有マジキコトニヲボシメシテ、「エ

アラジ」トヲホセラレニケリ。其返事ニ、「次々ノタダノ人ハ、関白撰政ノ子ナリトモ申サムニシタガフベシ」ナド云々ノ御詞有ケル。コレニトリツキテ、又モトヨリ義村が思

ヨリテ、「此上ハ何モ候マジ。^(藤原道家)左大臣殿ノ御子ノ三位ノ少将殿ヲ、ノボリテムカヘマイラセ候ナン」ト云ケリ。コノ心ニテカサネテ申ケルヤウハ、「左府ノ子息ユカリモ候。頼朝ガ妹ノムマゴウミ申タリ。宮カナウマジク候ハゞ、ソレヲクダシテヤシナイタテ候テ、將軍ニテ君ノ御マモリニテ候ベシ」ト申テケリ。

系図4 天皇・九条流拱関家・北条氏関係系図



二、義村の「八難六奇」

史料⑥『明月記』嘉禄元年(一二二五)十月二十八日条 夜に入り中将来たる。^(藤原為家)(中略)相国宰相に付けて云く、^(藤原公経)^(藤原親定)関東御元服の事、^(藤原家実)義村等の存旨なお測量し難しと云々。姓を得給うべき由議定の輩有り。これ深く博陸の心を引くか。

史料⑦『明月記』同年十一月十九日条 ^(藤原道家)室町殿に参る。^(藤原)(中略)実雅卿の旧妻近日上洛

す。通時朝臣に嫁すべしと云々。義村知行の庄の地頭として、年来訴えられず。心操上郎たるの由感を成し、この婚姻の儀有りと云々。ひそかに案ずるに、義村八難六奇の謀略、不可思議の者か。もしくは孫王の儲王を思うにより外舅(交野宮)を用いるか。近日昇殿を聴さると云々。老幸の時なり。後に聞く、昇殿僻事と云々。

史料⑧『漢書』高帝紀 もつて張良に問う。良八難を發す。漢王飯を輟め、哺を吐く。

史料⑨『史記』陳丞相世家(陳平) その後、常に護軍中尉をもつて、従いて陳豨及び黥布を攻む。およそ六たび奇計を出し、すなわち邑を益す。

史料⑩『明月記』同年十月六日条 日入りて以後幕府に詣で向かう。(藤原実氏) (中略) 義村深く殿下の御事を遏絶するの由聞こしめさる。恐惶極まり無し。関東奉公の身なんぞ然るべきか。この申し披きに上洛の志有る由これを申す。將軍抑留の仰せによりなまじいに止む。

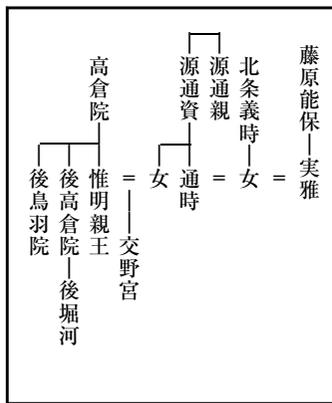
次男なお参らしむるの由内々これを申す。この事伺問わるるところ、右京大夫この詞有るの由この聞こえ有りと云々。この事を聞こしめし、勘当有るべし。あまつさえ朝恩の条事の憚り有りと云々(平) (親房誓状を書くこと云々)。これにより親長またしばらく延引すと云々。人の宿運、自他まことに悲しむべきことか。

三、上洛のパフォーマンス

史料⑪『吾妻鏡』暦仁元年(一二三八)二月十七日条 子の刻御入洛。六波羅御所(この間新造)に着し給う。行列。先ず駿河前司の随兵(三騎相並ぶ。家の子三十六人をもつて随兵となす)。一番、大河戸民部太郎・大須賀八郎・佐原太郎兵衛尉。二番、筑井左衛門太郎・同次郎・皆尾太郎。(中略) 十二番、駿河五郎左衛門尉・同八郎左衛門尉・三浦次郎。先陣、駿河前司(騎馬。郎従二人前に在り)。御所の随兵百九十二騎。(中略) 次いで水干を着する人々(おのおの野箭)。一番、駿河守・備前守・右馬権頭。(中略) 六番、左京権大夫(随兵三十人。水干を着する侍十八人。その外打ち籠もる勢勝計すべからず)。後陣、修理権大夫(随兵二十人。水干を着する侍二十人。その外打ち籠もる勢濟々焉)。

史料⑫『興福寺略年代記』暦仁元年条 二月十七日、頼経將軍、泰時・時房・義村等を率いて上洛す。春日詣のためと云々。

史料⑬『玉葉』暦仁元年六月五日条 今日前大納言初めて春日社に参詣す。鶏鳴出洛。



予密々見物す（車を浄光院の東西に立つ）。（藤原良実）（藤原実経）右府・左大将これに同じ。随兵百騎輿の前後に在り。大納言肩輿に乗る（輿舁に伴う力者は太政入道（藤原公経）これを送る）。相模守重時・駿河守時盛・民部少輔有時・右馬権頭政村・武藏守朝直・左近大夫将監経時・右近大夫将監時定・北条五郎、・遠江太郎光時・河内守光村・玄蕃頭基綱・周防前司親実（この外更に不詳。委しく尋ね記すべし）。この外修理権大夫時房朝臣私勢數十騎を相具し御後に候す。駿河前司義村昨日先陣、左京権大夫泰時朝臣・若狭守泰村・下野守泰綱、廷尉・古老・入道等京都の留守たり。天曙の後帰り来たる。（北条朝直）河内国守護松屋を熱沼池の辺りに設け、昼の馱餉の事有り。午の刻南都に着す。別当僧正房宝乘院をもつて宿所となす（予修理を加え儲けを奉仕す）。僧正贈物を進む（円尋の不動と云々）。將軍馬一疋（鹿毛）を引かしめらる。未の刻参社。（中略）随兵社頭に至るまで。（讃岐カ）淡路守護義村私勢をもつて春日山を囲むと云々。

おわりに

【参考文献】高橋秀樹『三浦義村』（人物叢書、吉川弘文館、二〇一三年）

【史料】『新横須賀市史 資料編古代・中世一』『新横須賀市史 資料編古代・中世補遺』

（以上、横須賀市）、『漢書』（中華書局）、『史記』（新釈漢文大系、明治書院）